

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村シルバー人材センター事務費基準

(目的)

第1条 この基準は、昭和村シルバー人材センター（以下「センター」という。）設置運営規程第6条に定める受注した仕事の事務費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務費の徴収)

第2条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引き受けと、その仕事を実際に行う会員への提供に要する諸経費等として作業料金に含め、仕事が完成した都度センターが徴収する。

(事務費の額)

第3条 事務費の額は、受注額（配分金）に5%を乗じた額とする。
2 前項に規定する算定において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(事務費の用途)

第4条 事務費は、センターを運営するための経費にあてる。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、事務費に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成28年11月1日から施行する。